



2018年10月18日

各 位

会 社 名 R P Aホールディングス株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 知道  
 (コード番号：6572 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 取締役 松井 哲史  
 (TEL 03-3560-4880)

**第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）及び  
 第5回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使許可条項付）の募集  
 に関するお知らせ**

当社は、2018年10月18日開催の取締役会決議により、第三者割当の方法によりR P Aホールディングス株式会社第4回新株予約権及びR P Aホールディングス株式会社第5回新株予約権（以下、各々を「第4回新株予約権」及び「第5回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2018年11月5日
(2) 発行新株予約権の総数	5,000個 第4回新株予約権 2,000個 第5回新株予約権 3,000個
(3) 発行価額	総額44,944,000円（第4回新株予約権1個につき10,367円、第5回新株予約権1個につき8,070円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：500,000株（新株予約権1個につき100株） 第4回新株予約権 200,000株 第5回新株予約権 300,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、それぞれ、第4回新株予約権が14,280円、第5回新株予約権が当初20,000円です（但し、第5回新株予約権の下限行使価額は、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」に記載の通り修正される場合があります。）が、いずれの下限行使価額においても、潜在株式数は、それぞれ、第4回新株予約権が200,000株、第5回新株予約権が300,000株です。
(5) 資金調達額	9,080,944,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 第4回新株予約権 15,230円 第5回新株予約権 20,000円 (1)第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、そ

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>れぞれ、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する価額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>(2) 第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円です。 第5回新株予約権の下限行使価額は、当初20,000円です。但し、第5回新株予約権について、当社は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができます（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）。第5回新株予約権について下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第5回新株予約権の新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i)14,280円又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されます。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割当予定先	<p>株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」という。）及びモルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」といい、SBI 証券及びモルガン・スタンレーを個別に又は総称して「割当予定先」という。）</p> <p>（内訳）</p> <p>第4回新株予約権 SBI 証券：1,500 個 モルガン・スタンレー：500 個</p> <p>第5回新株予約権 SBI 証券：2,250 個 モルガン・スタンレー：750 個</p>
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先と締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当予定先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定する予定です。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等（同規程に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、行使数量制限を定める予定です。詳細は、「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。</p>
(10) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。</p> <p>本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨</p>

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が定められます。
----------

- (注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。
2. 当社は、2018年10月15日開催の取締役会にて、2018年11月30日を基準日、2018年12月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき5株の割合をもって分割することを決議しております。この株式分割に伴い、本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権の発行要項第6項に定める割当株式数の調整の規定により、また、当初行使価額及び下限行使価額は、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定により、それぞれ調整されます。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、日本が直面する世界でも類を見ない超高齢化社会（2060年に国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になる）への対処、並びに経済産業省「第4次産業革命への対応の方向性」で示されている通り「仕事・働き方」が大きく変化を遂げる環境において、人工知能及びロボット等による定型業務から非定型業務までを含む生産性の向上・省人化の進展を具体化することを社会的使命とし、仮想的労働者（Digital Labor）を活用した新規事業創造に取り組み、少子高齢化、労働生産人口の急激な減少という社会的課題の解決を目指すことを経営の基本方針としております。

当社グループの中核技術であるRPAは、市場の拡大に伴い日進月歩の進化を遂げている技術であります。当社グループが持続的な成長を維持していくためには、常に最先端のRPA技術を発掘、開発し、技術基盤を確固たるものにし続けていく必要があります。RPA技術を活用したビジネス領域の拡大のために、最先端の人工知能やRPA技術、事業に対してライセンス調達、資本業務提携等の戦略投資を行い、RPA技術を活用した新規事業開発・サービス開発を推進し、事業基盤の構築に努めて参ります。

加えて、当社グループが持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、新規事業創造といったビジネス変革に対する取組みも重要であると認識しております。ロボットアウトソーシング事業で培ったDigital Laborの開発及び運用能力を最大限に活用し、新規事業創造を推進して参ります。

将来の資本業務提携等の案件及び新規事業の展開等を機動的に進めていくためには、今まで以上に資本業務提携等の資金や新規事業展開のための人員増強や育成に係る人件費等が必要とされることが見込まれています。

このような状況を踏まえ、今後更なる積極的な事業展開を見据え、健全な財務基盤を維持し

ご注意：	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
------	---

ながらも、機動的かつ既存株主の利益に配慮した形での新たな資金調達が必要と判断し、それが実現できる本スキームでの資金調達を行うことを決定いたしました。今回の資金調達は、中長期的に当社グループの企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。今回の資金調達により、当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、事業の拡大、新規事業創出を加速させ、一層の企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めて参ります。

なお、当社は、2018年10月15日付プレスリリース「東京証券取引所市場第一部への変更申請予定に関するお知らせ」において、現在上場している東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所第一部への変更申請を、当期（平成31年2月期）中を目標に行うことを公表しております。

今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

### 3. 資金調達方法の選択理由

当社は、SBI証券及びモルガン・スタンレーを含む複数の証券会社から資本性調達手段及び金融機関からの借入等の負債性調達手法について提案を受け、下記「（本スキームの商品性）」、「（本スキームのメリット）」、「（本スキームのデメリット）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第4回新株予約権と第5回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に発行することを内容とする資金調達方法（以下「本スキーム」という。）が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

まず、行使価額修正条項付新株予約権を選択した理由として、本スキームにおいて発行される本新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、本新株予約権の行使請求の通知（以下「行使通知」という。）をすることにより行使価額が上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されることにより、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権は当社が行使の許可を行わない限り行使ができないため、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権の行使の許可を行わないことで、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、下限行使価額が第4回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価の93.76%に相当する金額に、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものになっており

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ます。なお、第5回新株予約権については、下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、14,280円を下回ることはありません。

また、本スキームにおいては、第4回新株予約権と第5回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当予定先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額並びに第5回新株予約権の下限行使価額が修正される可能性がある点を除き、同一の内容となっております。下限行使価額は、第4回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価の93.76%に相当する金額に、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額にそれぞれ設定されており、第4回新株予約権と第5回新株予約権とで段階的に異なる金額としております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく中期的な株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

① 本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初15,230円及び20,000円ですが、本新株予約権の発行要項第10条第(1)号に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を上回っている限り、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

<下限行使価額的水準>

第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93.76%)、第5回新株予約権の下限行使価額は当初20,000円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の131.32%)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、下限行使価額は、第4回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価の93.76%に相当する金額に、第5回新株予

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

約権については発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額にそれぞれ設定されており、第5回新株予約権の下限行使価額については中期的な当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定し、第4回新株予約権と第5回新株予約権とで段階的に異なる金額としております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく中期的な株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

#### <下限行使価額の修正条項>

当社は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、第5回新株予約権の下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i)14,280円又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することができるものとされています。

かかる下限行使価額の修正条項を付すことにより、株価上昇局面において、当初下限価額が当社の株価水準に見合わないものとなった場合には、その時点で下限行使価額を修正することによって、その後に一時的に株価が下落した場合などにおいても行使価額を適切な水準以上に保つことが可能となります。

また、第5回新株予約権の下限行使価額は、当初、発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額に設定されているところ、当社の株価が目指す水準に至らず、第5回新株予約権の下限行使価額を下回る状況においては、第4回新株予約権の行使が完了した後も第5回新株予約権の行使が進まないこととなる可能性があります。そのような状況において、資金調達を行うことが必要である場合には、当社取締役会の決議により下限行使価額を当該決議日の時価を基準とした金額（但し、14,280円を下回ることはありません。）に修正することにより、本新株予約権の行使を促進することができ、当社の資金調達ニーズを充たすことが可能となります。

#### ② 新株予約権の行使許可

割当予定先は、本新株予約権買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」という。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」という。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間（以下「行使許可期間」という。）に、行使許可書に示された回号及び数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた当該割当予定先に対する行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。さらに、割当先は、原則として、当該申請の時点で、①当該申請の直前になされた行使許可が、当該割当先に対するものである場合、及び②当該申請に係る行使許可期間が、他の割当先に対して付与された行使許可期

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

間と重複する場合には、行使許可の申請を行うことはできません（但し、本新株予約権の行使期間の最終3ヶ月間である場合等を除きます。）。

なお、行使許可は、割当予定先それぞれに対して独立して付与されるものとし、一方の割当予定先が行使許可を取得した場合であっても、他方の割当予定先は、自ら行使許可を取得しなければ、本新株予約権を行使することはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断します。また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当予定先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当予定先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

### ③ 新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、残存する本新株予約権の全部を、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

### ④ 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の払込期日の翌日以降、当該本新株予約権及び割当予定先に係る行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、当社が組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生前に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部を取得するものとします。

#### ⑤ 新株予約権の譲渡

本新株予約権買取契約に基づいて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第4回新株予約権又は第5回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使の許可を行う権利は、譲受人に引き継がれます。

※ 上記②、③及び⑤については、本新株予約権買取契約中で定められる予定です。

(本スキームのメリット)

#### ① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

第4回新株予約権の目的である当社普通株式数は200,000株で、第5回新株予約権の目的である当社普通株式数は300,000株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、第4回新株予約権の下限行使価額を14,280円、第5回新株予約権の下限行使価額を当初20,000円（それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93.76%及び131.32%の水準）（但し、第4回新株予約権の下限行使価額及び第5回新株予約権の下限行使価額については、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。また、第5回新株予約権の下限行使価額は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)14,280円又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。）に設定することにより、

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

希薄化の下限を画しております。なお、第5回新株予約権の下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、14,280円を下回ることはありません。

② 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

③ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれについても上限行使価額は設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、行使許可を行わないか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制できます。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部又は一部を、当該本新株予約権及び割当予定先に係る行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、いつでも、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

⑤ その他

割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有していません。また、割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(本スキームのデメリット)

- ① 第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円、第5回新株予約権の下限行使価額は当初20,000円(それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93.76%及び131.32%) (但し、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の下限行使価額については、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。また、第5回新株予約権の下限行使価額は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)14,280円又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ② 第4回新株予約権の行使価額は当初15,230円ですが、第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円であり、第4回新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。また、第5回新株予約権の下限行使価額は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)14,280円又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。かかる修正がなされた場合、第5回新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ④ 現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	9,090,944 千円
本新株予約権の払込金額の総額	44,944 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	9,046,000 千円
・ 発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、登記費用、信託銀行費用等）	10,000 千円
・ 差引手取概算額	9,080,944 千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 製品・事業開発	1,700	平成30年12月～ 平成33年12月
② M&A、資本業務提携投資	4,224	平成30年12月～ 平成33年12月
③ 人件費、広告宣伝費	3,156	平成30年12月～ 平成33年12月

(注) 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定しております。また、上記①～③の間で優先順位はなく、支出時期の早いものより充当する

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

予定であります。

#### ①製品・事業開発

当社グループの中核技術である RPA は、市場の拡大に伴い日進月歩の進化を遂げている技術であります。当社グループが持続的な成長を維持していくためには、常に最先端の RPA 技術を発掘、開発し、技術基盤を確固たるものにし続けていく必要があります。また、持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、RPA 技術を活用した新規事業創造といったビジネス変革に対する取組みも重要であると認識しております。ロボットアウトソーシング事業で培った Digital Labor の開発及び運用能力を最大限に活用し、新規事業創造を推進していく必要があります。

当社は、今回調達する資金の一部を、RPA 技術を活用したビジネス領域の拡大のために、最先端の人工知能や RPA 技術、事業に対するライセンス調達など戦略投資、最先端の RPA 技術サービスの開発等に関わる費用に充当する予定です。当社が過去に実施又は検討したライセンス調達などの戦略投資、サービスの開発等の金額や件数を踏まえて、今後 3 年間に、最先端の人工知能や RPA 技術、事業に対するライセンス調達などの戦略投資等、1 件あたり数億円単位の規模の戦略投資を複数件と、最先端の RPA 技術サービスの開発等の費用を合計して約 17 億円が必要になるものと判断いたしました。

#### ②M&A、資本業務提携投資

当社グループは、同業他社等に対する M&A や資本業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。直近では平成 30 年 9 月に株式会社ディレクトの株式を取得しました。当社は、今後も、M&A や資本業務提携等を通じて事業拡大又は人員確保を継続していく方針であり、当社グループが推進する RPA 化による事業の再定義（ロボットトランスフォーメーション）を加速化するのに最適なシナジーが得られる事業を営む企業、最先端の人工知能や RPA 技術、事業を保有する企業との M&A、資本業務提携により、当社グループの持つ RPA に関するノウハウやリソースを利用した RPA 化と収益化を加速させ、企業価値の向上を図って参ります。

なお、現時点において具体的に計画されている M&A 及び資本業務提携等はないものの、これまでの M&A 及び資本業務提携案件における当社の経験から、手元資金の十分性や機動的な資金調達ができるか否かは、入札形式による案件における落札可能性、また、独占的交渉権が付与される場合の交渉力に大きく影響すると当社は考えております。そこで、潜在的な M&A 及び資本業務提携の機会を逸しないためにも予め当該資金を確保しておくことが必要と考えております。なお、当社が将来想定する M&A 及び資本業務提携の金額や件数については、当社が過去に実施又は検討した案件の金額や件数を踏まえて、1 件あたり数十億円規模にのぼるものも視野に複数案件を想定しており、合計約 42 億円が必要になるものと判断いたしました。今後の M&A 及び資本業務提携等については、これらの計画が決定された場合又は変更された場合等、進捗に伴い、適切なタイミングで開示を行って参ります。また、上記支出予定期間中に上記金額分の M&A 及び資本業務提携を実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続き M&A、資本業務提携投資に充当するか、借入金の返済のほか、「①製品・事業開発」及び「③人件費、広告宣伝費」の一部に充当する予定です。

#### ③人件費、広告宣伝費

ご注意：	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
------	---

当社グループの事業が継続的な発展を実現するためには、テクノロジーを活用し、新規事業創造を担う人材の獲得及び育成が重要であると考えております。当社は、現在もWEB媒体を活用した採用活動や人材採用イベントへの参加等に取り組み、今まで以上に、より積極的に人材採用を進めており、当社グループの従業員数は、2018年3月から2018年8月末までの間に40名増加しております。当社は、今後も、当社グループのビジョンに共鳴する人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化する予定であるため、今回調達する資金の一部を、人材の採用費、人件費等に関わる費用に充当する予定です。

また、当社グループの属する事業領域であるRPA業界は、新聞、雑誌、WEB媒体での掲載が増えるなど注目度が高く、市場が拡大する状況が続いております。当社グループでは、ロボットアウトソーシング事業の拡大に向けてRPAに関する積極的な情報提供及び啓蒙活動を行って参りました。一方で、国内マーケットの拡大により、参入企業が増加し、競争も激化し始めております。市場における当社グループのシェアを拡大し、RPA市場内において確固たる地位を確立し、競争の激化が予測される競合他社に対する差別化のためにも、広告宣伝への投資が不可欠と考えております。当社グループは、従来よりイベントの開催、イベントへの出展、WEBマーケティング、書籍の出版等の広告宣伝活動に取り組んで参りました。例えば、2017年は東京と大阪で各1回、2018年は東京で2回、それぞれ来場者が4,000人を超えるイベントを開催して参りました。当社は、RPA市場を取り巻く環境を踏まえて今後より積極的に広告宣伝活動を行っていくため、今回調達する資金の一部を、イベント、WEBマーケティング等に関わる費用に充当する予定です。

上記資金使途は、平成33年12月までの資金使途の内訳を記載したのですが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社グループの収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した理由

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表者：黒崎知岳）に依頼しました。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額（第4回新株予約権については1株当たり103.67円。第5回新株予約権については1株当たり80.70円。）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1株当たりの払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値15,230円、ボラティリティ46.1%、予定配当額0円/株、無リスク利子率▲0.1%や、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の資金調達需要は権利行使期間中に一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には割当予定先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うこと、第4回新株予約権の全部の行使完了後に第5回新株予約権の行使価額修正が実施されることにより割当予定先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること等を含みます。）を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初、15,230円及び20,000円（それぞれ、2018年10月17日（発行決議日前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.00%及び131.32%）としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれにつきましても10%としました。

なお、当社監査等委員会から、監査等委員全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、2018年8月31日現在の総議決権数51,664個に対して最大9.68%の希薄化及び同日現在の発行済株式数5,170,000株に対して最大9.67%の希薄化が生じます。しかしながら、①本新株予約権は原則として当社が行使の許可を行わない限り行使できないため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、また、②当

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、将来の資本業務提携等の案件及び新規事業の展開等を機動的に進めることによる当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、一層の企業価値の向上を目指していくことから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 500,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 36,134 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロール可能であり、かつ③当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

<SBI 証券> (第 4 回新株予約権 1,500 個、第 5 回新株予約権 2,250 個)

(1) 名 称	株式会社 SBI 証券		
(2) 所 在 地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村正人		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	48,323 百万円 (2018 年 6 月 30 日時点)		
(6) 設 立 年 月 日	1944 年 3 月 30 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,469,559 株 (2018 年 6 月 30 日時点)		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	723 名 (2018 年 6 月 30 日時点)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービス株式会社 100% ※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	SBI 証券は 2018 年 8 月 31 現在、当社株式を 1,900 株保有しております。		
人 的 関 係	当社と SBI 証券との間には、記載すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	SBI 証券は当社の主幹事証券会社であり当社のロボットアウトソーシング事業の販売先であります。		
関連当事者への該当状況	SBI 証券は当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決 算 期	2016 年 3 月期 (連結)	2017 年 3 月期 (連結)	2018 年 3 月期 (連結)
連 結 営 業 収 益	89,786	90,464	116,716
連 結 営 業 利 益	39,881	37,972	53,570
連 結 経 常 利 益	39,889	37,973	53,798
親会社株主に帰属する当期純利益	28,087	27,628	37,388
ご注意:	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。		

連 結 純 資 産	177,241	192,465	214,568
連 結 総 資 産	1,974,648	2,559,387	3,031,602
1株当たり当期純利益(円)	8,114.06	8,022.86	10,610.26
1株当たり配当金(円)	2,888.87	4,323.32	4,323.32
1株当たり連結純資産(円)	51,152.43	55,097.44	61,308.64

(注) SBI証券は東京証券取引所の取引参加者であります。また SBI証券は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。また、SBI証券の完全親会社である SBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2018年8月1日）において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、SBI証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

<モルガン・スタンレー>（第4回新株予約権 500 個、第5回新株予約権 750 個）

(1) 名 称	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業
(5) 資 本 金	62,149 百万円（2018年6月30日現在）
(6) 設 立 年 月 日	1984年4月16日（モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店の設立日）
(7) 発 行 済 株 式 数	100,000 株（2018年6月30日現在）
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	683 名（2018年3月31日現在）
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、事業法人及び金融法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱 UFJ 銀行
(12) 大株主及び持株比率	MM パートナーシップ 88.51% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 0.05%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社とモルガン・スタンレーとの間には、記載すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社とモルガン・スタンレーとの間には、記載すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社とモルガン・スタンレーとの間には、記載すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の	該当事項はありません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

該 当 状 況				
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
	決 算 期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
	純 営 業 収 益	91,801	103,526	88,584
	営 業 利 益	33,613	42,632	28,709
	経 常 利 益	33,718	42,506	28,508
	当 期 純 利 益	21,970	29,017	19,677
	純 資 産	152,883	166,587	173,591
	総 資 産	6,181,891	7,323,971	7,231,164
	1株当たり当期純利益(円)	248,204.96	327,815.04	222,301.08
	1株当たり配当金(円)	124,107.00	163,910.00	222,305.00
	1株当たり純資産(円)	1,726,133.74	1,880,859.64	1,959,935.17

(注) モルガン・スタンレーは、東京証券取引所の取引参加者であり、その親会社の株式が、ニューヨーク証券取引所に上場されております。モルガン・スタンレーは金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。モルガン・スタンレーは、反社会的勢力に対する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、モルガン・スタンレーがかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するためのコンプライアンス体制を確立していることを、モルガン・スタンレーからのヒアリング等により確認しております。以上を踏まえ、当社は、モルガン・スタンレー及びその役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これらの証券会社及び金融機関から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「3. 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。

当社は、SBI証券が、①当社の主幹事証券会社として当社の東証マザーズ市場への上場以前より当社の事業内容を深くご理解いただいている上に、マザーズ上場後も継続的にサポートしていただいている等、当社と良好な関係を築いていること、②同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。また、モルガン・スタンレーが、当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社といずれの割当予定先との間においても、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権買取契約において、上記「3. 資金調達方法の選択理由（本スキームの商品性）」②及び④に記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定であります。

- ① 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、いずれの割当予定先も暦月の 1 ヶ月間において割当日の上場株式数の 10% を超える行使を行わないこと（同じ暦月において他方の割当予定先による本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数、及び、当社が本新株予約権とは別の MSCB 等で当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の 1 ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において、当該他方の割当予定先による本新株予約権の行使及び当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。
- ② 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日からその 180 日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、(i) 当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii) 本新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iii) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に限ります。) 、並びに(iv)株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

<SBI 証券>

SBI 証券からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、SBI 証券が 2018 年 8 月 13 日付で関東財務局長宛に提出した第 77 期第 1 四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

<モルガン・スタンレー>

モルガン・スタンレーからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、モルガン・スタンレーが 2018 年 8 月 10 日付で関東財務局長宛に提出した第 14 期第 1 四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、いずれの割当予定先との間においても、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2018年8月31日現在）		
株主名	持株数（株）	持株比率（%）
高橋 知道	2,370,000	45.87
大角 暢之	470,000	9.09
山根 大	280,000	5.41
GMCM VCP 1 PTE. LTD.	250,000	4.83
ソフトバンク株式会社	230,000	4.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	196,500	3.80
西木 隆	150,000	2.90
FinTech ビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	140,000	2.70
石井 岳之	135,000	2.61
西江 肇司	125,000	2.41

(注) 1. 持株比率は 2018 年 8 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 割当予定先は本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### 9. 今後の見通し

今回の資金調達による2019年2月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

#### 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2018年8月31日現在の総議決権数51,664個に対して最大9.68%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者による、当該発行に係る第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

	2016年2月期	2017年2月期	2018年2月期
連結売上高	807	2,644	4,188
連結営業利益	23	166	465
連結経常利益	29	158	450
親会社株主に帰属する当期純利益	21	155	293
1株当たり連結当期純利益(円)	5.12	5.12	5.12
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	17.18	85.36	330.31

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年8月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,170,000株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	859,800株	16.6%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,170,000株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,359,800株	26.3%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,359,800株	26.3%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、2018年8月31日現在における潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数を記載しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年2月期	2017年2月期	2018年2月期
始 値	—	—	—
高 値	—	—	—
安 値	—	—	—
終 値	—	—	—

(注) 当社株式は、2018年3月27日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますので、該当事項はございません。

② 最近6か月間の状況

	2018年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	16,360円	14,620円	13,240円	11,290円	13,800円	14,710円
高 値	16,850円	15,650円	13,710円	13,840円	15,000円	16,240円
安 値	13,520円	12,000円	11,000円	11,100円	12,350円	12,400円
終 値	14,760円	12,940円	11,250円	13,800円	14,420円	15,230円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。  
2. 2018年10月の株価は2018年10月17日現在の株価を表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2018年10月17日
始 値	16,000円
高 値	16,090円
安 値	15,100円
終 値	15,230円

(5) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募増資及び自己株式の処分(新規上場時)

払 込 期 日	2018年3月26日
---------	------------

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調達資金の額	164,220,000円（差引手取概算額：162,495,000円）
発行価額	3,284.40円
募集時における発行済み株式数	5,160,000株
当該募集による発行株式数	50,000株（内訳：新株式10,000株、自己株式40,000株）
募集後における発行済株式数	5,170,000株
発行時における当初の資金使途	運転資金162,495千円
発行時における支出予定時期	平成31年2月期 運転資金162,495千円
現時点における充当状況	当初の計画通り充当しております。

以上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## R P Aホールディングス株式会社第4回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

R P Aホールディングス株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018年11月5日

3. 割当日

2018年11月5日

4. 払込期日

2018年11月5日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、株式会社 SBI 証券に 1,500 個、モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社に 500 個割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 10,367 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 20,734,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 15,230 円とする。

10. 行使価額の修正

(1) 第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が本項第(2)号に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(2) 「下限行使価額」は、14,280 円とする（但し、第 11 項の規定を準用して調整される。）。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2018年11月6日から2020年11月5日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり第 8 項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり第 8 項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり第 8 項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日に、本新株予約権 1 個当たり第 8 項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社普通株式の終値、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて第三者評価機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。
19. 行使請求受付場所  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所  
りそな銀行 虎ノ門支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
23. その他  
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## R P Aホールディングス株式会社第5回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

R P Aホールディングス株式会社第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018年11月5日

3. 割当日

2018年11月5日

4. 払込期日

2018年11月5日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、株式会社 SBI 証券に 2,250 個、モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社に 750 個割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 300,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

3,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 8,070 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 24,210,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 20,000 円とする。

10. 行使価額の修正

(1) 第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が本項第(2)号に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(2) 「下限行使価額」は、当初 20,000 円とする（但し、第 11 項の規定を準用して調整される。）。但し、当社は 2018 年 11 月 6 日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i) 14,280 円又は(ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



た日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項第(2)号に

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2018年11月6日から2020年11月5日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社普通株式の終値、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて第三者評価機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。
19. 行使請求受付場所  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所  
りそな銀行 虎ノ門支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。